

## 島根原発2号機の新規制基準適合性 確認審査申請にかかる県からの意見照会経過

平成25年 11月21日	中電から県へ、原子力規制委員会に島根原発2号機の新規制基準適合性確認申請を提出するにあたり、県の安全協定に基づき事前了解願いが提出され、同日、中電から市へは、市の協定に基づき事前報告あり。
12月10日	市議会の総務委員会、原子力発電・新工エネルギー調査特別委員会合同委員会で、県知事から「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」にかかる覚書に基づく意見照会に対する市の考えを提示。
12月13日	県から市へ、県の取扱方針とともに、覚書に基づく意見照会あり。
12月15日	島根原発2号機の安全対策にかかる住民説明会を開催。(内容は次ページをご覧ください。)
12月20日	<b>県からの意見照会について、了解する回答。(下の囲み参照)</b>
12月24日	県は、事前了解願いについて、中電に対して、県の意見と合わせ、出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県からの意見も添えたうえで、原子力規制委員会への申請を認めることを回答。
12月25日	中電が原子力規制委員会に対して、島根原発2号機の新規制基準への適合性確認申請を提出。

## 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認審査申請

島根原発2号機の新規制基準適合性確認審査申請について、県から覚書に基づき意見照会があり、昨年、12月20日付けで、申請を了解する回答を県に行いました。また、県は、周辺自治体の意見を踏まえ、12月24日付けで、中国電力(株)に申請を了解する回答を行いました。

市は、今後も原子力規制委員会での厳格な審査を期待するとともに、その審査内容を注視していきます。

### 「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく県からの意見照会に対する市の回答

今回、行われる島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認審査に関する申請については、事業者である中国電力(株)が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき申請がなされ、原子力基本法に基づいて原子力規制委員会が審査するものであるため、申請を了解します。ただし、出雲市民の安全と安心を守る立場から、左記の事項を付帯意見として提出します。

#### 付帯意見

記

##### 「中国電力(株)に求める事項」

1. 再稼働の具体的な動きが出るまでに、安全協定を締結すること。(※)
2. 原子力規制委員会における安全性審査については、逐次、規制委員会のホームページ等で公開されているが、専門用語が多く理解が困難であることから、適宜、わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。

3. 福島第一原子力発電所事故に際しては、非常用復水器が適切に使用されなかったなど、職員が設備を使いこなせない事例もあった。また、今回の安全審査においても、基本は原子力事業に携わる全ての職員が100パーセント機器を使いこなすことが大前提となっている。このため、重大事故等対処施設を支援なく使いこなせるように人的訓練を十分重ねて、万全の体制を構築すること。

4. 福島第一原子力発電所の事故検証や廃炉作業の中から、地下水対策を含む汚染水対策など新たな知見が得られる場合は、規制基準に盛り込まれないに関わらず、追加的対応を取ることを。地震や津波及びテロ想定について、常に最新の知見を取り入れるとともに、適切に県及び周辺自治体に情報提供し、防災・安全対策に反映させること。

6. 広域避難計画について、避難や避難所における避難者への支援等、事業者として最大限関与すること。(※)

##### 「県に求める事項」

1. 出雲市を含む周辺自治体が安全協定を締結できるよう、引き続き必要な支援を講ずること。
2. 今回の安全審査申請と原子炉の再稼働とは全く別の議論であることを、中国電力(株)に明確に回答すること。
3. 安全審査後のロードマップ・スケジュールについては、内容が明らかとなった時点で、県民に対してわかり易く説明をすること。
4. 周辺市に意見を求める場合には、時間に余裕をもったスケジュールで行うなどの配慮をすること。
5. 広域避難計画について、安定ヨウ素剤の配布方法や避難手段の確保等、実効性の向上を図る取り組みを、積極的に講ずること。
6. 避難に際して主要な避難路となる国道431号線、県道斐川一畑大社線の整備を、積極的に取り組むこと。

##### 「県を介して国に求める事項」

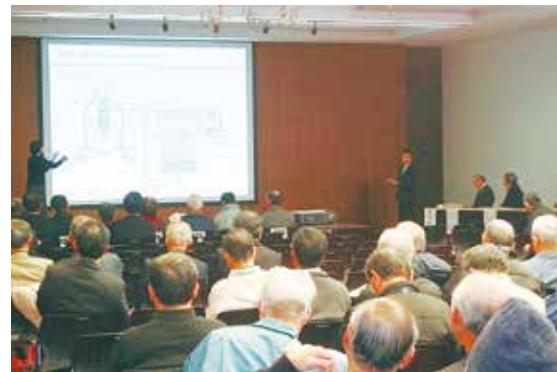
1. 原子力発電所における安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分反映されるよう、新たな制度の創設をすること。ただし、その間の暫定的措置として、電力事業者との安全協定が締結できるよう支援すること。(※)
2. 広域避難計画がより実効性のあるものとなるよう、国の関与を強めること。

(※)：県の意見に含まれない事項

# 島根原発2号機の安全対策にかかる 説明会を開催しました！

昨年12月15日、市役所で約100名の方が参加され、「中国電力(株)島根原子力発電所2号機の安全対策にかかる住民説明会」を開催しました。これは、市民の皆さんに、島根原発2号機の安全対策状況を知っていただき、原発の安全対策に対する疑問や不安を感じていることなどの意見を聞くため開催したものです。主な質問や意見等を紹介します。

## 住民説明会で 寄せられた主な質疑など



**Q:**電力が余っているのに、なぜ危険な原発を再稼働させるのか。

**A:**現在、古い火力発電所をフル稼働しながら供給力を確保

保していますが、電力需給は厳しい状況が続いています。長期にわたる供給力確保には原子力発電が必要で

**Q:**万が一事故があった場合、補償ができるのか。

**A:**原子力賠償責任に関する法律が定められており、原子力事業者は無過失無責任を負わされると同時に、保険により千二百億円を上限に緊急に補償を行う仕組みができています。また、不足する部分は、国が援助しながら体制を整えていく仕組みです。(中電)

**Q:**福島事故の原因究明が道半ばであるのに、新規制基準で再稼働していいのか。

**A:**原子炉建屋内に立ち入ることができない状況で、原因の全ては見えていません

が、地震によって原子炉が自動停止し、その後の津波によって原子炉の冷却機能が失われたという主要部分は見えていると考えています。(中電)

**Q:**放射性廃棄物の最終処分場の目途が立たない中での稼働は無責任である。

**A:**最終処分場の選定について、今後は国が前面に出て対応すると伺っています。当社としても、こうした活動に協力するとともに、理解していただく活動に取り組んでいきます。(中電)

**Q:**島根原発は何ガル(※)に耐えられる設計なのか。

**A:**原子炉を設置している岩盤上で600ガルの揺れに耐えられる設計です。(中電)  
(※)地震の揺れの強さを表すのに用いる加速度の単位。

**Q:**原子炉圧力容器は、中性子による脆化(※)があるが、年数が経てば危険である。

**A:**アメリカには百基を超える原子炉があり、既に40年を超えた原子炉が数十基稼働していると理解しています。原子炉圧力容器の脆化は、データをとりながら確認しています。(中電)  
(※)原子炉圧力容器の鋼鉄に、中性子が当たって粘り気を失い、衝撃に弱くなること。

**Q:**プルサーマル計画はどうなのか。

**A:**既に自治体からの事前了解や国の設置許可は頂いていますが、今後の計画は未定です。(中電)

**Q:**災害対策は30km圏でいいのか。

**A:**福島事故を受け、国が法や指針に基づき従来の8〜10kmで定めていた災害対策の準備をする範囲を30km圏に広げたものです。(中電)

**Q:**山口県は上関原発を見合わせた。なぜ島根で稼働させるのか。

**A:**将来の電力供給体制を考えた場合、島根原発及び上関原発ともに必要な電源であると考えています。(中電)



**Q:**避難道路の早急な整備が必要である。

**A:**市では、平成18年から継続して県に避難道路の整備を要望しています。(市)

**Q:**自然再生可能エネルギーの活用や普及を進めるべきである。

**A:**再生可能エネルギーは非常に重要なエネルギーであると考えており、当社においても福山市に太陽光発電所を設置しているほか宇部市にも設置する計画です。電力の安定供給には、各種エネルギーのバランスが大事であると考えています。(中電)

おたすね / 防災安全課  
☎(21)66006